

答 申 書

第 1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長が、令和 6 年 3 月 2 9 日に 5 松（子育）第 1 2 0 7 号でした保有個人情報の一部を開示する決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 本件開示請求

審査請求人は、令和 6 年 3 月 1 5 日、処分庁に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、保有個人情報の開示の請求をした（乙第 1 号証）。

2 本件処分

処分庁は、令和 6 年 3 月 2 9 日、審査請求人に対し、法第 8 2 条第 1 項の規定に基づき、本件開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定をし、通知した（乙第 2 号証）。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和 6 年 4 月 1 0 日、審査庁の松山市長に対し、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 8 6 号）第 2 条に基づき、本件処分を不服として審査請求をした。

4 松山市文書法制審議会への諮問

審査庁は、令和 6 年 6 月 7 日、本件審査請求を法第 1 0 5 条第 3 項で準用する同条第 1 項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し、当審議会の個人情報保護分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成 2 8 年松山市条例第 7 号）第 6 条第 1 項第 2 号の規定により本件審査請求を調査審議することとした。

第 3 本件開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報の名称又は内容

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報を次のとおり特定した。

- (1) 令和 5 年 1 2 月 8 日に審査請求人が処分庁に提出した児童扶養手当認定請求書及びその添付書類一式（乙第 3 号証。以下「認定請求書

等」という。)

(2) 令和6年2月21日に処分庁が審査請求人宛てに発出した児童扶養手当認定請求却下通知書（以下「却下通知書」という。)

(3) 令和6年1月22日起案5松（子育）第978号 嘱託医宛て児童扶養手当認定請求に係る障害認定診断書の判定依頼書類一式（乙第4号証。以下「判定依頼書等」という。)

第4 本件処分の内容

処分庁は、却下通知書を全て開示し、認定請求書等及び判定依頼書等を次の本件不開示部分を除き開示する決定をした。

(1) 本件不開示部分1 認定請求書等のうち、担当職員の署名の部分

(2) 本件不開示部分2 認定請求書等のうち、システム画面のハードコピー（住基情報や世帯構成員の確認、また居住実態を確認するため、〇〇システムの関連画面を保存、決裁添付用に紙に印刷したものをいう。)

(3) 本件不開示部分3 判定依頼書等の「補足事項」と題する文書のうち、職員の所見の部分

(4) 本件不開示部分4 認定請求書等及び判定依頼書等の嘱託医の氏名、住所、勤務先及び印影の部分

第5 本件処分の理由

処分庁が次の各本件不開示部分を不開示とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件不開示部分1 法第78条第1項第2号本文の不開示情報（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するため

(2) 本件不開示部分2 法第78条第1項第3号イの不開示情報（法人に関する情報）に該当するため

(3) 本件不開示部分3 法第78条第1項第6号の不開示情報（審議、検討に関する情報）に該当するため

(4) 本件不開示部分4 法第78条第1項第7号本文の不開示情報（事務又は事業に関する情報）に該当するため

第6 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び反論書によれば、審査請求人の主張は次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

不開示とされた前記第4の本件不開示部分2、3及び4の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件不開示部分2 システムに入力されている内容に、審査請求人及びその妻に関する虚偽や人権侵害となる内容が含まれている可能性が高い。処分庁の担当職員の言動にも不信感があり、児童扶養手当の認定申請が却下された経緯を確認するため開示を求める。

イ 本件不開示部分3 医師への判定依頼に添付した職員の所見の黒塗り部分には、担当職員の主観や思い込みによる誤った情報が記載されている可能性が高く、医師の障害認定に影響を及ぼした可能性もある。この部分が開示されなければ、障害認定が正しくなされているかどうか確認できない。

ウ 本件不開示部分4 障害認定を所管する処分庁の担当課に不信感があり、黒塗り部分が開示されなければ、認定請求書等及び判定依頼書等が本物かどうか確認できない。

第7 処分庁の主張の要旨

弁明書によれば、処分庁の主張は次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 処分庁が業務で使用しているシステムの画面構成などは、システム開発業者が独自で開発し事業活動の糧としているものであるから、その画面のハードコピーを開示すると当該システムの開発業者の事業活動のノウハウなどの権利利益を害するおそれがある。

また、処分庁が当該開発業者に確認したところ、システムの利用は処分庁内部に限定されることを前提としており、ハードコピーが開示されることは許容できないとのことであった。

以上のことから、システム画面のハードコピーは、法第78条第1項第3号イの不開示情報に該当する。

イ 職員の所見は、処分庁の担当職員が、審査請求人及びその妻から聞き取った内容やこれらの者の言動に対する意見をその職務、職責に従って記載したものであり、処分庁はその記載内容を児童扶養手当の認定請求を審査する際の判断材料とするものである。

また所見は、性質上、児童扶養手当認定請求者に開示されることを想定しておらず、開示されれば児童扶養手当認定請求者や利害関係者などから干渉等を受け担当職員の率直な意見が期待できなくなり、処分庁の意思決定の中立性が不当に損なわれることになる。

以上のことから、判定依頼書等に添付した「補足事項」のうち、職員の所見の部分は、法第78条第1項第6号の不開示情報に該当する。

ウ 嘱託医は請求者から提出された診断書や調査結果に基づき障害の有無や程度を判定する業務を処分庁から請け負い、医師の見地から公正な判断をしなければならず、時として関係者の意に反する場合がある。そのため、嘱託医の住所、氏名などが開示されれば、申請者や利害関係者が、判定に対する不満や意見を嘱託医に直接述べようとする事態になることが想定される。このようなことになれば、嘱託医の業務や事業活動に支障を生じさせ、正当な判断ができないとして今後の業務の請負を辞退する嘱託医が湧出することになり、今後の処分庁の適正な事務の遂行に支障を生じさせる。

以上のことから、嘱託医の氏名、住所、勤務先及び印影の部分は、法第78条第1項第7号本文の不開示情報に該当する。

第8 審議の経過

当審議会の処理経過は、次の表のとおりである。

年月日	経過
令和6年6月7日	諮問書の受理
令和6年7月19日	第1回審議

第9 当審議会の判断

1 法の基本的な考え方

法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて順守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている（第1条）。

2 本件処分の内容

本件処分は、処分庁が、前記第4の各保有個人情報の一部を法第78条第1項の第2号本文、第3号イ、第6号、第7号本文の不開示情報に該当することを理由に開示しない決定をしたものである。

3 本件審査請求の争点

前記第6の審査請求人の主張及び第7の処分庁の主張によれば、本件審査請求の争点は次のとおりである。

- (1) 本件不開示部分2を法第78条第1項第3号イに該当するとして不開示とした決定は妥当か。
- (2) 本件不開示部分3を法第78条第1項第6号に該当するとして不開示とした決定は妥当か。
- (3) 本件不開示部分4を法第78条第1項第7号本文に該当するとして不開示とした決定は妥当か。

4 争点についての判断

(1) 法第78条第1項第3号イの該当性

ア 法第78条第1項第3号イは、「法人又は事業を営む個人に関する

る情報であって、開示することにより当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」を不開示情報としている。この規定は、生産技術上又は営業・販売に関する情報であって、開示されることにより、公正な競争原理や秩序維持が侵害されるおそれがある情報を指すとされている（乙第5号証（以下「事務手引」という。）97頁）。

イ これを本件についてみると、本件不開示部分2は、処分庁が業務で使用しているシステムの画面のハードコピーであり、当該システムは特定の開発業者との契約に基づき使用していることを考えると、システム開発業者が独自で開発したシステムの画面構成や入力する項目、情報を表示する方法を開示すると、競合他社等に当該システム開発業者のノウハウなどが流出し、当該システム開発業者の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

ウ よって、本件不開示部分2は、法第78条第1項第3号イに該当すると認められる。

(2) 法第78条第1項第6号の該当性

ア 法第78条第1項第6号は、「地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報」を不開示情報としている。この規定は、開示することにより外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどで率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指すとされている（事務手引99頁）。

イ これを本件についてみると、本件不開示部分3は処分庁の担当職員が審査請求人及びその妻から聞き取った内容やこれらの者の言動に対する意見を記載したもので、処分庁はこの記載内容を児童扶養手当の認定請求を審査する際の判断材料としているところ、これを開示するとその情報を知った関係者の言動によっては、担当職員からの率直な意見が期待できなくなり、処分庁の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

ウ よって、本件不開示部分 3 は、法第 7 8 条第 1 項第 6 号に該当すると認められる。

(3) 法第 7 8 条第 1 項第 7 号本文の該当性

ア 法第 7 8 条第 1 項第 7 号本文は、「地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」を不開示情報としている。この規定は、事務又は事業に関する情報について、開示することによる利益と支障とを比較衡量した結果、開示することによる本人の利益を考慮してもなお、当該事務事業の適正な執行に及ぼす実質的な支障が看過し得ない程度のものに限り不開示とする趣旨であり、この場合の「支障」は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であるとされている（事務手引 1 0 1、1 0 2 頁）。

イ これを本件についてみると、不開示部分 4 は嘱託医の住所、氏名、勤務先及び印影であるところ、これらを開示するとその情報を知った関係者の言動によっては、嘱託医の業務や事業活動に支障を生じさせ、今後の業務の請負を辞退する嘱託医が湧出することになり、今後の処分庁の事業の適正な遂行に看過し得ない重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ よって、本件不開示部分 4 は、法第 7 8 条第 1 項第 7 号本文に該当すると認められる。

5 結論

以上のことから、当審議会は、本件開示請求に係る保有個人情報の一部を不開示とした本件処分は妥当であると判断する。

よって、第 1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和 6 年 9 月 1 1 日

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委 員 桐 木 陽 子

同 河 野 康 之

同 牧 本 公 明